

令和7年4月1日

区立小中学校保護者様

杉並区教育委員会

学校感染症第三種の感染症「その他の感染症」の取り扱いの変更について

日頃から、保護者の皆様におかれましては、学校保健活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、学校において予防すべき感染症第三種の感染症「その他の感染症」につきまして、令和7年4月1日から取り扱いを変更することといたしましたのでお知らせいたします。

第三種の感染症「その他の感染症」は、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則により、学校での感染症拡大を予防するため、校長が学校医の意見を聞き、必要があれば第三種の感染症として出席停止の措置をとることができる感染症（必ず出席停止とするものではない）です。

杉並区においては、以前より「その他の感染症」から、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患を除外して、出席停止扱いにはしていませんでした。

この度、杉並区医師会に検討していただき、上記5疾患についても感染症の種類や各地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で、出席停止を判断する必要があることから、「その他の感染症」として取り扱うことといたします。

別紙「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等」も併せてご確認ください。

【担当】教育委員会事務局 学務課保健給食係

Tel:5307-0386